

国保保険料 15市町で減

県新制度で試算 2町は増額

国民健康保険(国保)の財政運営主体が2018年度に市町から県に移管されるのを控え、県国民健康保険運営協議会の第3回会合が31日、県庁で開かれた。新たな保険料を算定する上で参考となる市町の標準保険料を、県が17年度データを

使って試算。15年度より15市町が減額、2町が増額となった。試算は新制度における保険料水準の動向を把握し、負担の激変緩和措置や市町における保険料設定の検討材料にしてもらうと県が行った。県は「あくまで参考値。現段階で新年度の保険料の増減がどうなるかは判断できない」としている。

実際の18年度の保険料は、11月に県が市町ごとの標準保険料を仮算定し、来年1月に確定する。各市町はこれを参考に年度内に新しい保険料を決定する。

試算は第2回会合で審議した計算式に基づき、各自自治体の医療費や被保険者の所得水準、被保険者数などを加味し、17年度に移管したと仮定して算出した。

また、この日は運営方針の中間案をまとめた。県は10月にパブリックコメント(意見公募)にかける。11月の第4回会合で最終案をまとめ、12月に知事に答申する。被保険者や医師・薬剤師の代表、学識経験者ら委員11人が出席した。

県平均では1人当たり年間11万6668円で、移管に伴う公費拡充の影響で15年度と比べ4267円下回った。減額となった15市町のうち、下がり幅は若狭町が14.8%減と最も大きく、標準保険料

は11万1718円だった。次いで美浜町が11万5565円(15年度比11.8%減)だった。増額となったのは南越前町の11万1679円(同9.6%増)と、おおい町が11万4312円(同6.0%増)だった。県は新制度移行に伴う公費配分の変更によるものと分析している。

(土山実穂)